

人権擁護行政の現状と課題



人権イメージキャラクター人
KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

法務省人権擁護局 人権啓発課長 野崎昌利

目次

第1 始めに

- 1 人権擁護行政の歴史
- 2 人権啓発事務をめぐる現下の情勢
- 3 広報と啓発

第2 法務省の人権擁護機関の仕組み

第3 法務省の人権擁護機関の取組

- 1 法務省の人権擁護機関の活動
- 2 平成25年度啓発活動重点目標と年間強調事項
- 3 東日本大震災に関連する啓発活動
- 4 人権啓発と人権救済との関係

第4 人権啓発のよりどころ

- 1 人権教育・人権啓発の沿革
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 3 人権教育・啓発の基本計画

第5 人権啓発活動地方委託と人権啓発ネットワーク

- 1 地方委託事業の沿革
- 2 人権啓発活動ネットワーク協議会
- 3 地域人権啓発活動活性化事業

第6 現下の情勢

- 1 啓発事業の効率化
- 2 人権啓発活動をめぐる情勢への対応策

第7 終わりに

第1. 始めに

1 人権擁護事務の歴史

2 人権擁護事務をめぐる現下の情勢

(1) 啓発活動の効果的・効率的な実施

- ① 無駄遣い撲滅対策(平成20年11月28日自由民主党PT)の指摘事項
- ② 内閣府行政刷新会議(平成21年11月19日)の指摘事項
- ③ 行政事業レビュー公開プロセス(平成22年6月3日)の指摘事項

(2) 地域主権戦略会議の動き

(3) その他

3 広報と啓発

○ 「広報」とは、「ひろく知らせること」(広辞苑)

○ 「啓発」とは、「知識をひらきおこし理解を深めること」(広辞苑)

※ 「人権啓発」とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)

<基本理念>

○ 「国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第3条)

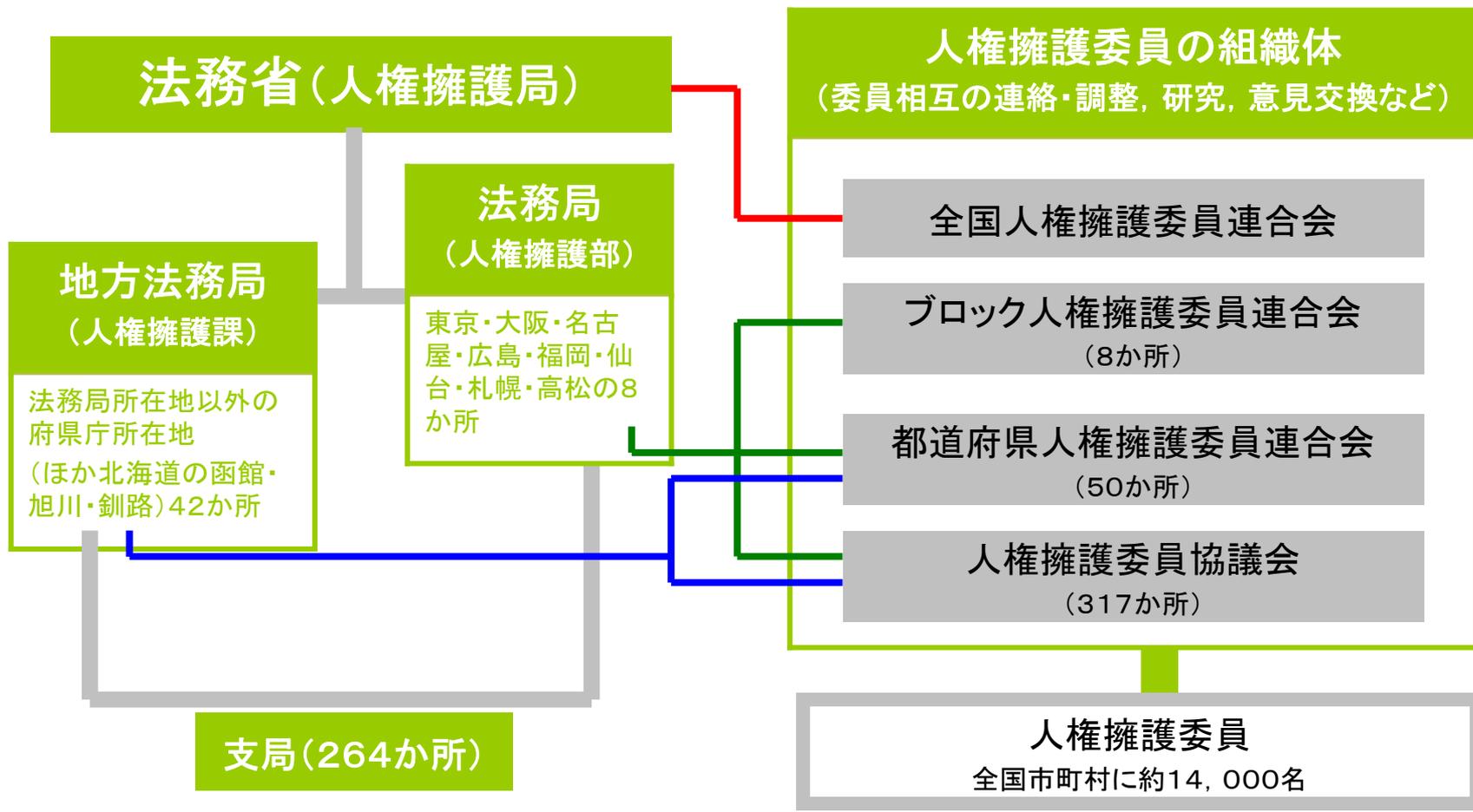
<人権啓発の目的>

○ 国民一人ひとりに人権尊重の思想を浸透させ、相互に人権を尊重する社会を築くことによって、人権侵害を未然に防止する。

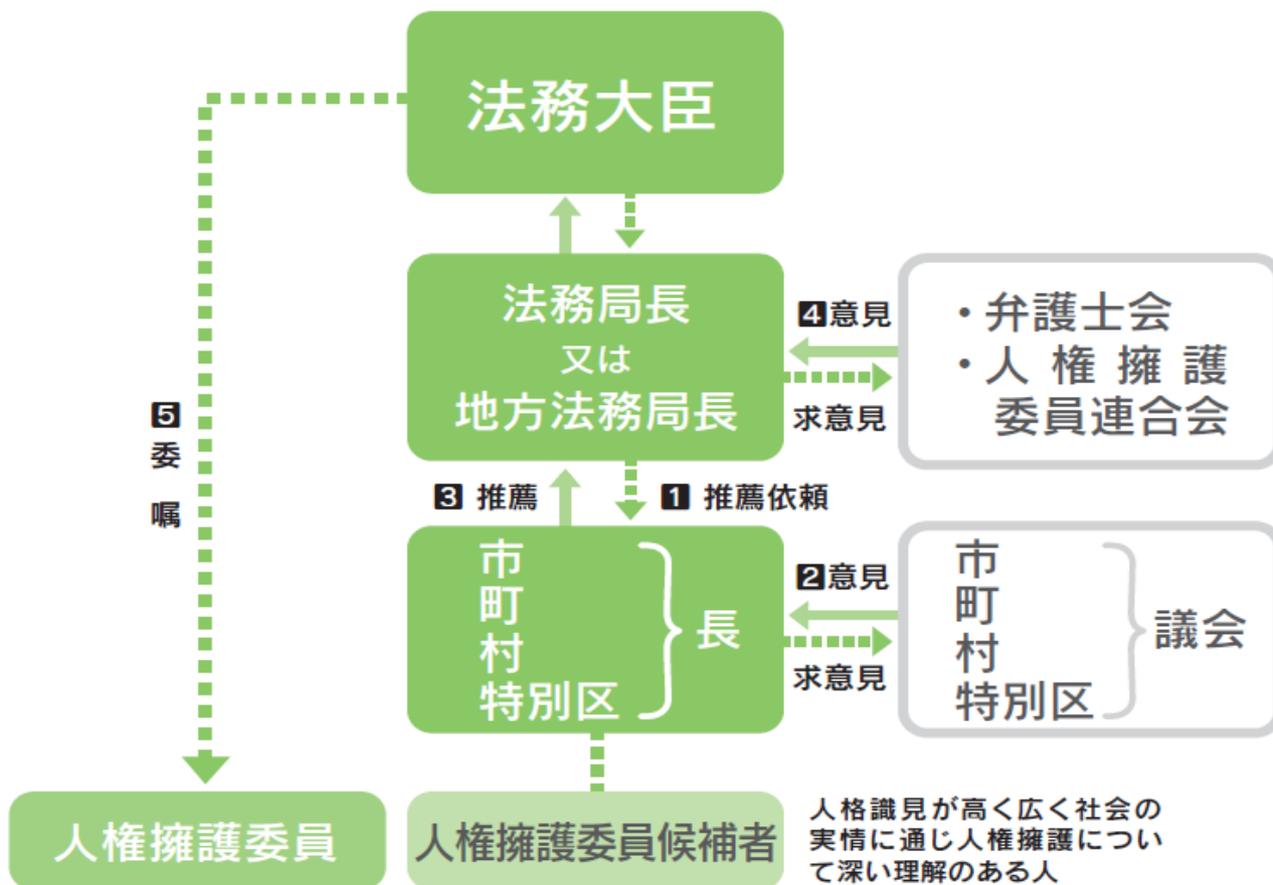
第2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図(平成25年4月1日現在)



人権擁護委員



第3. 法務省の人権擁護機関の活動

法務省の人権擁護機関の活動

- 人権救済活動
 - 人権相談
 - 人権侵犯事件の調査処理
- 人権啓発活動

人権啓発と人権救済との関係

- (加害者に対する個別啓発による人権救済は、) 人権尊重の理念の普及高揚を目的として行われる一般的な啓発活動とは異なるが、いわば対症療法としての人権救済と、根治療法としての人権啓発は、人権尊重社会の実現を目的とする人権擁護行政における車の両輪であり、両者が互いに有機的な関係を保ちながら推進されてこそ、初めて真に効果的なものとなることに十分留意しなければならない。
- 人権尊重の理念を普及高揚し、人権侵害の発生を未然に防止する一般的な人権啓発と個別の人権侵害に関して被害を救済する人権救済は、人権擁護行政における車の両輪であり、人権尊重社会の実現のためには、両者を総合的かつ有機的に進めていくことが肝要である。
- したがって、人権委員会は、人権啓発も併せて所掌すべきであるとともに、人権委員会の組織体制の整備に当たっては、先の答申で提言した人権啓発に関する施策の実施を含め、人権啓発の総合的かつ効果的な推進が可能となるよう特段の配慮が必要である。

※ 人権擁護推進審議会「2号答申」(平13.5.25)から抜粋

人権相談

- 常設人権相談所
- 特設人権相談所
- 全国共通人権相談ダイヤル ( 0570-003-110)
- 女性の人権ホットライン ( 0570-070-810)
- 子どもの人権110番 ( 0120-007-110)
- 子どもの人権SOSミニレター
- 外国人のための人権相談所
- インターネット人権相談受付窓口

人権侵犯事件の調査処理

- ① 被害の申告
「人権を侵害された」
- ② 調査
(人権侵犯事実の認定)
- ③ 救済のための措置
* 調整, 要請, 説示, 勧告など
- ④ 処理結果通知

人権啓発活動

- 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための活動
- 人権週間（毎年12月4日～10日）
（人権デーを最終日とする1週間）

平成25年度啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの
心～

人権啓発活動のテーマ

年間強調事項

- ① 「女性の人権を守ろう」
- ② 「子どもの人権を守ろう」
- ③ 「高齢者を大切に作る心を育てよう」
- ④ 「障害のある人の自立と社会参加を実現しよう」
- ⑤ 「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」
- ⑥ 「アイヌの人々に対する理解を深めよう」
- ⑦ 「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧ 「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」
- ⑨ 「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」
- ⑩ 「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- ⑪ 「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」
- ⑫ 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑬ 「ホームレスに対する偏見をなくそう」
- ⑭ 「性的指向を理由とする差別をなくそう」
- ⑮ 「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」
- ⑯ 「人身取引をなくそう」
- ⑰ 「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」

啓発活動重点目標

- 法務省の人権擁護機関では、昭和41年度以来、毎年その年の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な啓発活動を実施

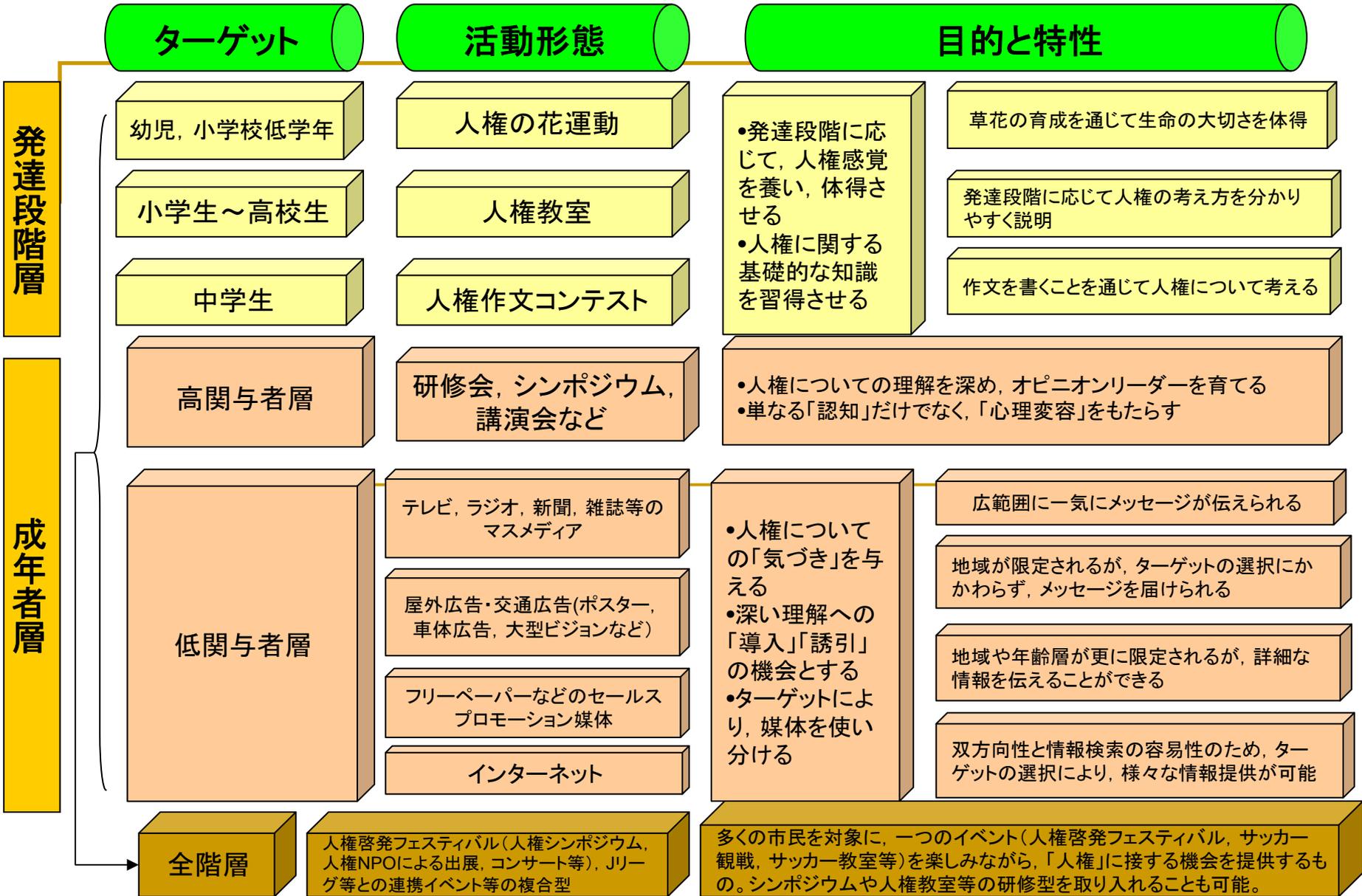


ポスター「啓発活動重点目標」
(平成25年度)

人権啓発活動の具体例

- シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会等の開催
- ミニフェスティバル等の各種イベントの実施
- 人権の花運動，ラッピングバスの運行
- スポーツ組織と連携協力したイベントの実施
- 人権啓発冊子・DVD等の作成
- 人権教室，全国中学生作文コンテストの実施
- テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等の利用 等

人権啓発活動の分類



人権週間

- 国際連合は、昭和23年12月10日、第3回総会で世界人権宣言を採択
- これを記念し、昭和25年12月4日、第5回総会において、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展を更に推進するように呼び掛け
- 我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開



ポスター「第64回人権週間」
(平成24年度)

人権週間

- テレビ番組「世界番付」との協力
- G20+ネプ&イモトを「人権週間PR大使」として、「第64回人権週間」に関するPR活動を実施
- 番組テーマソング「ボクラノセカイ」を「人権週間PRソング」と位置づけ



「第64回人権週間」PRポスター
(平成24年度)

全国中学生人権作文コンテスト

- 昭和56年度から、中学生に対して、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めてもらうとともに豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に実施
- 平成24年度コンテストの概要
 - 6,819校（全国の中学校の58.0%）
 - 937,287人（全国の中学生の25.5%）



第32回大会入賞作文集
(平成24年度)

人権教室

- 子どもたちが「いじめ」などについて考える機会をつくる啓発活動として、文部科学省の依頼に応じ、学校の「総合的な学習」の時間等を利用して実施
- 平成16年度から全国展開。平成24年度は、小学校を中心に合計15,863回で過去最多の630,879人が参加



人権教室(広島県江田島市立切串小学校)

ハンセン病に関する 「親と子のシンポジウム」

- 平成17年度から実施
- ハンセン病療養所所在地の都道府県1～2箇所で開催（平成23年度からは厚生労働省と共催）
- シンポジウムの構成は、医療関係者・ハンセン病療養所入所者等による基調講演，中学生等によるパネルディスカッション，ファミリーコンサート，啓発ビデオ上映



ハンセン病に関する
「親と子のシンポジウム」（青森会場）
（平成24年度）

人権に関するシンポジウム

- 平成22年度まで全国規模の人権啓発フェスティバルの中で実施してきた人権シンポジウムを平成23年度からシンポジウム単体として中央委託事業により実施

- ・ 平成25年度

石巻会場（H25. 8. 31）石巻遊楽館

東京会場（H25. 10. 20）ニッショーホール

神戸会場（H26. 1. 11）けんみんホール

長崎会場（H26. 1. 26）長崎市チトセピア
ホール



福島会場（24年度）の様子

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〈平成18年6月施行〉

第4条に基づき実施

- 内閣官房拉致問題対策本部との共催による拉致問題シンポジウム「～すべての拉致被害者の救出に向けて～」を開催，JR等車内広告等を実施

加えて，平成25年度は地方新聞52紙に広告掲載を予定



北朝鮮人権侵害問題啓発週間交通広告

(平成24年度)

東日本大震災に関連する啓発活動

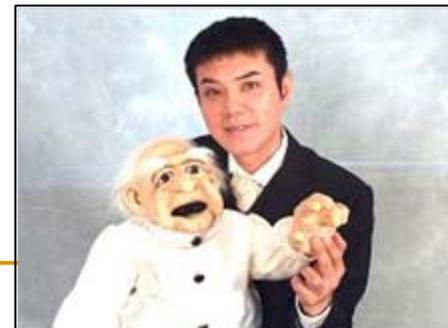
- 福島第一原発事故に伴う風評等に基づく人権侵害事案を防止するための取組
 - ① 避難所での特設相談所の開設
 - ② 法務省HPへの「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」の掲載
 - ③ 全国の法務局・地方法務局における、チラシの配布、公共機関やコンビニエンスストア等でのポスター掲示
 - ④ ラジオスポットCMの放送
 - ⑤ 震災関連の人権啓発デジタルコンテンツの法務省動画サイトへの掲載 等

東日本大震災に伴う啓発活動

- 法務省ホームページに「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を掲載（H23. 4/21～）
- チラシ及びポスターを作成し、避難所地域や公共機関等において配布・掲出（H23. 4/26～）
- ラジオスポットCMを作成し、福島県からの避難者の多い地域のFM放送局6局において放送（H23. 5/17～23）
- YouTube内の法務省動画チャンネルに人権啓発デジタルコンテンツを掲載（H23. 6/10～）
- 震災に関する人権シンポジウムの開催等



チラシ・ポスター



人権啓発デジタルコンテンツ

第4. 人権啓発のよりどころ

人権教育・人権啓発の沿革

(S 4 0 同和対策審議会答申)

- S 4 4 同和対策事業特別措置法 (10年時限法) S 5 4 (3年延長)
 - ↓ (S 5 6 同和対策協議会意見具申)
- S 5 7 地域改善対策特別措置法 (5年時限法)
 - ↓ (S 6 1 地域改善対策協議会意見具申)
- S 6 2 地域改善対策特定事業 (5年時限法) H 4 (5年延長) H 9 (5年延長)
 - ↓ (H 8 地域改善対策協議会意見具申)
- H 9 人権擁護施策推進法 (5年時限法)
 - ・ H 1 1. 7 人権教育・人権啓発に関する施策の総合的な推進 (第1号答申)
 - ・ H 1 3. 5 人権救済制度の在り方 (第2号答申)
 - ・ H 1 3. 12 人権擁護委員制度の改革 (諮問第2号に対する追加答申)
 - ↓
- H 1 2 人権教育・人権啓発の推進に関する法律
- H 1 4 人権教育・啓発に関する基本計画
- H 2 3 人権教育・啓発に関する基本計画一部変更

地域改善対策協議会意見具申(平8.5.17)

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

…… 今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまで同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

…… 今後の教育及び啓発を更に効果的のものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成(中略)、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。

○ 人権擁護施策推進法(平8法律120)(人権擁護推進審議会の設置)

第3条 法務省に、人権擁護推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、①法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、②法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

○ 人権教育のための国連10年国内行動計画(平成9年7月14日策定)

1 基本的考え方

……人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「……今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。……世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」

5 計画の推進

……本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

- (1) ……法務局・地方法務局や支局においては、地域の実情を踏まえた啓発活動や地方公共団体との連携・協力による啓発活動を推進していくことが求められる。これら啓発活動の推進に当たっては、公益法人や特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等との適正な連携協力関係の構築にも努めていくことが重要である。
- (2) ……(人権擁護委員は)市町村や教育関係機関等と緊密に連携協力しながら、効果的な啓発活動を行っていくことが求められる。特に、今後は、人権擁護委員やその組織体が、上記のような啓発活動の企画・立案にも積極的に取り組むことが望まれる。

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための施策

- (1) 各実施主体間の連携・協力の推進
各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人権教育・啓発を総合的に推進していくためには、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなどして、連携・協力を一層推進していく必要がある。

平成10年度から、各都道府県単位で法務局、都道府県、人権擁護委員連合会が中心となって人権啓発ネットワーク事業を展開しているが、法務省としては、できるだけ速やかに、この事業を市町村レベルにも拡充することが必要である。……

人権擁護推進審議会「2号答申」(平13.5.25)(人権救済制度の在り方について)

第7 人権救済機関の組織的体制の整備

1 人権救済機関の独立性等

積極的救済を含む救済を行う人権救済機関は、政府からの独立性が不可欠であり、そのような独立性を有する委員会組織とする必要がある。

- ① 人権救済機関は、差別、虐待に係る私人間の様々な紛争に関し、調査権を行使するなどして人権侵害の有無を認定した上、勧告・公表や訴訟援助を含む手法により被害者救済を図ることや、公権力による同種の人権侵害について同様の積極的救済を図ることに加え、マスメディアによる一定の人権侵害についても積極的救済の対象とすることなどに照らすと、これまでの内部部局型の組織の充実・強化による対応には限界があり、政府から独立性を有し、中立公正さが制度的に担保された組織とする必要がある。

また、…人権救済機関は、独立性のある委員会組織とすべきである。

- ② 委員会の業務を十分に支え得る事務局を整備する必要がある。…現在これらを主要な所掌事務としている法務省人権擁護局の改組も視野に入れて、体制の整備を図るべきである。

人権擁護推進審議会「2号追加答申」(平13.12.21)(人権擁護委員制度の改革について)

4 人権擁護委員制度の活性化の方策

(3) 人権擁護委員の組織体の役割

…今日のように人権問題が複雑・多様化している状況の中では、個々の人権擁護委員による対応には限界があり、組織体を中心となって、自主的に各種の人権擁護活動や研修を企画・立案し、実施することにより、初めて個々の人権擁護委員の適性・専門性を有効に活用し、その積極的な活動を促すことが可能となる。…

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)1/2

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)2/2

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定, 平成23年4月1日一部変更)

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

- (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

第4章 人権教育・啓発の推進方策

2 各課題に対する取組

- ①女性
- ②子ども
- ③高齢者
- ④障害者
- ⑤同和問題
- ⑥アイヌの人々
- ⑦外国人
- ⑧HIV感染者・ハンセン病患者等
- ⑨刑を終えて出所した人
- ⑩犯罪被害者等
- ⑪インターネットによる人権侵害
- ⑫北朝鮮当局による拉致問題等 **【追加】**
- ⑬その他新たに生起する人権問題の施策の検討

第5. 人権啓発活動地方委託と 人権啓発活動ネットワーク

地方委託事業の沿革

- ① 委託事業の前身＝地域改善対策啓発活動委託事業（昭和48年度創設・総務庁〈総理府〉）
↓
- ② 地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月）及び閣議決定（同年7月）
⇒ 人権啓発として発展的に再構築
↓
- ③ 法務省へ移管（平成9年4月）
↓
- ④ 人権擁護推進審議会第1号答申（平成11年7月）
⇒ 事業の一層の拡充，法務局レベルでの援助・助言
↓
- ⑤ 法務局・地方法務局に対する事務の一部委譲（平成12年4月）
↓
- ⑥ 人権教育及び啓発の推進に関する法律の制定（平成12年12月）
⇒ 第9条（財政上の措置）で法的根拠を付与
↓
- ⑦ 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）
⇒ 財政支援は第9条の趣旨を踏まえ適切に対応

地方委託事業の位置付け

一人権擁護推進審議会第1号答申 (平11.7.29) —

総務庁が地域改善対策事業として実施してきた地方委託事業は、法務省がこれを引き継ぎ、すべての人権課題を対象とした人権啓発事業に再構成して実施しているが、地方公共団体の啓発活動の取組状況には地域差が少なくないことにかんがみると、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から地方公共団体に委託して行う啓発活動は非常に意義がある。

人権啓発活動地方委託事業の目的と内容

- (目的)
 - ・ 国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方公共団体に対して人権啓発活動を委託するもの
 - ・ 地方公共団体は、その地域に根ざした最も有効な啓発活動を実施し地域における人権尊重思想の普及高揚、人権問題発生の未然防止を図るもの
- (内容)
 - ・ ネットワーク事業（地域人権啓発活動活性化事業）
法務局・地方公共団体等が各地で横断的なネットワークを形成し、ネットワーク協議会において進めていく事業
 - ・ 非ネットワーク事業
地方公共団体が地域の独自性を活かして実施する事業

実施主体間の連携・協力

- (人権擁護推進審議会第1号答申)

各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人権教育・啓発を総合的に推進していくためには、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなどして、連携・協力を一層推進していく必要がある。

- (人権教育・啓発に関する基本計画)

「人権啓発活動ネットワーク協議会」は、(中略)人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

人権啓発活動ネットワーク協議会

都道府県ネットワーク協議会

平成10年度～平成12年度

全部整備 50協議会

地域ネットワーク協議会

平成12年度～平成19年度

全部整備 193協議会

人権啓発活動ネットワーク協議会の目的

国，地方公共団体，人権擁護委員組織体等の人権啓発の実施主体が個々，独自に行ってきた人権啓発活動を連携・協力することにより，総合的，効果的かつ効率的に実施する。

- ・ 総合的かつ効果的な啓発活動の実施
- ・ 地域人権啓発活動活性化事業（※）への連携協力

※ 地方委託事業のうち，法務局・地方法務局，地方公共団体及び人権擁護委員連合会等を構成員として組織される人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して実施することとされた事業

地域人権啓発活動活性化事業

- ミニフェスティバル
- 人権啓発講演会
- 人権メッセージ発表会
- 人権マンガ・ポスター展
- 屋外・交通広告（人権ラッピングバス等）
- 人権の花運動
- Jリーグ等と連携・協力した人権啓発活動

人権の花運動

- 昭和57年度から、主に小学生に対する啓発活動として、花の種子などを、児童等が協力して育てることを通じ、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み、情操をより豊かなものにしてもらうことを目的に実施
- 平成24年度は、小学校を中心に3,844校、518,530人が参加



人権の花運動（和歌山県紀の川市 麻生津小学校）

スポーツ組織と連携協力した啓発活動

- 「Jリーグ百年構想」の一環としての「子ども人権プログラム」との位置付け
- スポーツを通じて青少年の健全な育成を図ることを目的とするもの
- 平成19年度から実施
- 「サッカー教室」等スタジアムにおける各種啓発活動、「一日人権擁護委員」ほか各種啓発活動行事への選手の参加、啓発広報スポット映像のスタジアム上映等
- 平成22年度から、Jリーグ以外の野球やバスケット等他のスポーツ組織にも拡大
- 平成24年度からは、参加型の取組を展開（人権スポーツ教室）



サッカーの試合会場での啓発活動(名古屋)

第6. 現下の情勢

啓発事業の効率化

- **行政効率化推進計画**
「簡素で効率的な政府」
- **内閣府行政刷新会議の指摘**
「費用対効果の徹底的な検証」
「効果が不明確なものは廃止する」
「予算の削減・重点化に取り組むべき」

人権啓発活動をめぐる情勢への対応策(1/3)

■ 講演会・研修会の開催

⇒ 委託費と自治体予算とで同種の人権課題に関する講演会等を重複して開催しない。

■ 資料の作成・配布

⇒ 委託費と自治体予算とで同種の啓発パンフレット等を重複して作成しない。講演会等で講師が補助的に使用する等、受領者が必ず資料内容を見ることが担保される資料を作成し、配布する。

人権啓発活動をめぐる情勢への対応策(2/3)

- スポットCM放送の提供，新聞広告の掲載
⇒ 単なるイベント案内や〇〇の日・〇〇週間の周知だけの内容のものは控え，人権課題や，相談電話番号案内を含めた内容にする。
- ミニフェスティバル事業の実施
⇒ 地域性を活かした人権教育・効果を高めるための企画を行い，また，自治体広報誌にイベント内容を掲載するなどの啓発広報にも力を入れる。

人権啓発活動をめぐる情勢への対応策(3/3)

■ 啓発物品の作成・配布

⇒ 高額なものは避け、できるだけ長期間使用してもらえるものを作成し、相談電話番号案内、人権課題の紹介等を掲載する。

■ 効果検証の実施

⇒ 各啓発事業についてのアンケート調査をできるだけ多くの指標を用いて実施し、その効果を具体的に検証する（アンケートには、当該事業全体についての積極・消極評価に関する調査事項を含める。）。マスメディアの報道内容・量も把握する。

映画とのタイアップ



映画「おおかみこどもの雨と雪」



映画「だいじょうぶ3組」

第7. 終わりに

ご清聴ありがとうございました。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん